# 室蘭市 省エネ家電・給湯器等買い替え助成金

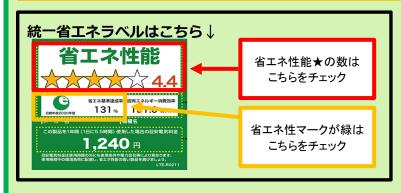
# 申請の手引き



#### 【対象となる家電製品】市内店舗の事業者から買い換えで最大4万円を助成!新規購入は対象外です



(助成額) 助成対象経費の20%、複数購入可能、累計4万円まで助成!組み合わせ自由!!



## 対象機器の確認方法

省エネ性能及び省エネ性は購入する店舗または下記、資源エネルギー庁のホームページから確認出来ます。

【省エネ型製品情報サイト】 https://seihinjyoho.go.jp/



## <u>家電製品か給湯器かどちらか一方をお選びください(重複申請不可)</u>



## 【対象となる給湯器】 市内店舗の事業者から買い換えで最大50万円を助成!新規購入は対象外です

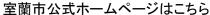


対象機器	エコジョーズ	エコフィール	コレモ
助成額	助成対象経費の25%		
上限額	累計50万円まで		

\*エネファーム・エコキュートは国等の補助をご利用ください。

## 申請方法

事前申請を二次元バーコードからの電子申請または事前申請書に必要書類を添付して申請をしてください。



→httphttps://www.city.muroran.lg.jp/main/org6100/shoene.html



【問い合わせ】

室蘭市経済部緊急経済対策室

住所:051-8530

室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル2階 TEL:0143-50-6640

- ◆図は資源エネルギー庁ホームページ「統一省エネラベルが変わりました」より引用
- \*業務用エアコン等業務用設備は対象外です。また、北海道が行う「宿泊業環境整備緊急対策事業」の対象者は申請できません。
- \*本事業は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しております。

#### 対象者について

7537H1C = 0 C		_
対象者:令和5年7月1日時点において下記の状態にある者	申請者	
①住民登録のある世帯主、または個人事業主(自宅内に事業所がある者)	世帯主	ר [
②本社または本店がある法人の代表者、本市に主たる事業所がある個人事業主、及び住民自治組織(町会)の代表者	各法人等の代表者	(*)

(\*)①②どちらか一方からの申請となります(世帯主と法人代表者が同一人物の場合、重複して申請はできません)。

・・・など

## 手続きの流れ

#### 申請者

#### 室蘭市

#### ①事前受付:8月1日(火)から8月31日(木)まで

\*予算の上限に達するまでの先着順としますが、8月7日(月)までに予算の上限に達した場合は抽選とします。

【必要な添付書類】(電子申請は必要書類の写真をアップロード)

- •事前受付書兼同意書
- 買い換え前の機器が設置されていることがわかるカラー写真
- ・購入する機器の型番と金額がわかる見積書等(市内事業者からの購入・機器の型番がわかること
- ・(個人事業主のみ)確定申告書の写し

#### ②事前受付受理

- ・事前受付書兼同意書写し(受理日押印済)を郵送等によりお返しします。 また、交付申請書もあわせてお渡し します。
- \*事前受付後、機器の変更等による増額申請は受け付けません。また、助成対象経費が事前受付時の金額より減額となった場合は事前受付の変更等の手続きが必要となります。

#### ③商品購入・設置:12月31日(日)まで

#### 4)交付申請:1月31日(水)まで

【必要な添付書類】(電子申請は必要書類の写真をアップロード) ・交付申請書

- ・購入した機器の型番支払額が分かる領収書等の写し (市内事業者から購入したことがわかるもの)
- ・設置後のカラー写真
- ・リサイクル券の写し(冷蔵庫・冷凍庫・エアコン)・・・など

### ⑤交付申請受理



⑥交付決定



⑦助成金の交付 (申請書に記載された 口座へ振り込みます)

## 助成対象経費

199,380 円 ···D

家電製品、給湯器の本体

税込み価格合計

- ・本体の設置に必要な工事費等の経費
- 設置場所までの配送料等の諸経費

## 主な助成対象外経費

- ・家電リサイクル料金
- ・廃棄に係る費用(運搬費を含む)
- •延長保証料金

## 助成額の例

#### ○○室蘭店 レシート 冷蔵庫(型番〇〇) 165,000 円 LED照明器具(型番〇〇 11,000 円 設置工事費 22,000 円 運搬費 5,500 円 リサイクル料 4,730 円 ···A 1,100 円 ···B 廃棄料金 廃棄運搬費用 550 円 ⋯ С 小計 209,880 円 値引き -10.000 円 クーポン利用 -500 円

左記の例の場合、助成対象経費は、

値引き後の合計金額(D)199,380円からリサイクル料金や

廃棄料金等6,380円(A~Cの合計)を除いた193,000円となります。

省エネ家電製品の助成率は20%のため、 193,000円×20%=38,600円

助成額は千円未満切り捨てのため、38,000円が助成額となります。

助成額が上限額の4万円を超えた場合は4万円となります。

## ■■ 申請等書類一覧 ■

・電子申請による申請も受け付けております! 室蘭市公式ホームページよりご申請ください。 https://www.city.muroran.lg.jp/main/org6100/shoene.html



・助成金事前受付 (受付期間:令和5年8月1日(火)から8月31日(木)まで) ※予算の上限に達するまで先着順としますが、8月7日(月)までにおいて予算上限に達した場合は抽選とします。

	確認欄
■助成金事前受付書兼同意書 (様式第1号) ・記入例を参考にご記入ください。	
■見積書の写し及び内訳書の写し ・見積書については、購入先事業者の押印のあるものが必要です。	
■買い替え前の機器及び設置状況が分かるカラー写真 ・申請する全ての買い替え前機器の設置状況が確認できること。機器のみではなく周りの状況もわかるように写真を撮ってください。	
■(個人事業主のみ)提出済である最新の所得税確定申告書Bのおもて面の写し ・申告書には税務署受付印、又は電子申告受付番号の印字が必要です。	
※ <b>委任状</b> ・申請者ではなく、代理人が手続きを行う場合に必要です。	

※郵送による受付も可能です。その場合、事前受付及び添付書類に不備がないことが確認できた時点での受理となります。

※事前受付完了通知日前に機器を購入・設置等をした場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。 ※事前受付後の増額はできません。

・助成金事前受付(変更・中止) (変更内容により、助成金が減少する場合)

	確認欄
■助成金事前受付(変更・中止)書 (様式第2号) ・記入例を参考にご記入ください。	
■見積書の写し及び内訳書の写し(金額に変更がない場合、中止の場合は提出不要) ・変更内容を含めた、助成対象経費が分かる見積書の写し及び内訳書の写し	

・助成金交付申請 (提出期限:令和6年1月31日(水)まで)

	確認欄
■事前受付完了通知書兼助成金交付申請書 (様式第3号) ・記入例を参考にご記入ください。	
■領収書等の写し及び明細書の写し ・助成対象経費に係るレシートまたは領収書(購入日、購入店、購入金額及び製品名等が確認できるもの)の写し	
■助成対象製品の製造事業者が発行する保証書(製品型番等が確認できるもの)の写し	
■買い替え後の設置状況等が分かる写真 ・機器のみではなく周りの状況が確認できること。	

※上記の他、申請において別途、必要書類の追加提出を求めることがあります。

※事前受付書等は市ホームページからダウンロードするか、道の駅「カナスチールみたら室蘭」、緊急経済対策室(広域センタービル2階)、市役所本庁舎(正面玄関)、蘭東支所、ぷらっと。てついち、イオン室蘭店、中島商店街コンソーシアムほっとなーる、FKホールディングス生涯学習センターきらん、サンライフ、白鳥台ショッピングセンターハックなどに備え付けの様式を使用して下さい。

記入例(個人)

#### 室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付書兼同意書

室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金交付要綱(以下、「要綱」という。)第6条の規定に基づき、事前受付をしたいので、次のとおり提出します。なお、事前受付及び交付申請に当たり、私は、助成金の交付要件を審査するため、本市に住民票があることを、市が保有する公簿により確認を行うことについて同意するとともに、要綱第3条(裏面に記載)に規定する助成対象者であることを誓約します。

対象者	申請者	どちらか一方に〇
世帯主・個人事業主(自宅内に事業所がある者)	世帯主	0
法人代表者・個人事業主(自宅とは別に事業所を構える 者)・住民自治組織(町会)の代表者	各法人等の代表者	

(宛先)室蘭市長 令和5年8月 5 日 むろらんたろう ふりがな 世帯主の氏名 または 印 法人名及び代表者氏名 ※個人が自署した場合は押印不要 世帯主の住所 または 2号 室蘭市幸町 1 番 法人の機器設置場所の住所 連絡のつきやすい電話番号 法人番号 0000-0000-0000

省工ネ家電		
☑LED照明器具	<b>1</b> 台	
☑エアコン	<b>1</b> 台	
☑冷蔵庫	<b>1</b> 台	
□冷凍庫	台	
□電気便座	台	
助成対象経費(A)	500,000円	
助成金交付(予定) 申請額【A×20%、 上限4万円)	<b>40,000円</b> 千円未満切り捨て	

どちらか一方を選択

省エネ給湯等	
□エコジョーズ	台
□エコフィール	台
ロコレモ	台
助成対象経費(B)	円
助成金交付(予定) 申請額【B×25%、 上限 50 万円)	, <b>000</b> 円 千円未満切り捨て

対象経費:見積金額から下記(1)~(4)を除いる 費(交

- (1) 第2条第1号に定める照明器具の
- (2) 買い替え前機器の廃棄に要する費用
- (3) 機器の保証延長等、設置後の事象に要
- (4) その他市長が不適当と認めたもの

#### 【添付書類チェックリスト】

- ① ☑ 助成対象経費及び助成対象製品の型番が分かる見積
- ② ☑ 買い替え前の機器及び設置状況が分かるカラー写真
- ③ ☑ 提出済である最新の所得税確定申告書 B のおもて面
- ④ 口 その他、これが必要と認めるもの
- ※ 事前受付後の増額は \*\*\* サール。

※ 助成対象製品の種類 個人事業主の方はチェック ける機器変更は可能)

てとします。 【算出例】 対象経費 500,000円 500,000×0.2=100,000円

※省エネ家電の場合、対象経費の2

0%で上限4万円。千円未満は切り捨

500,000×0.2=100,000円 ⇒上限4万円により、

交付(予定)申請額40,000円

レへ変更など(冷蔵庫から冷蔵庫など同種類にお

- ※ 機器の購入は令和 5 中 IZ 月 31 ロまで、助成本文刊中請規限は、令和6年1月31日までです。
- ※ 申請内容を変更又は中止する場合は、助成金事前受付(変更・中止)書(様式第2号)が必要になります。

記入例(法人等)

#### 室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付書兼同意書

室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金交付要綱(以下、「要綱」という。)第6条の規定に基づき、事前受付をしたいので、次のとおり提出します。なお、事前受付及び交付申請に当たり、私は、助成金の交付要件を審査するため、本市に住民票があることを、市が保有する公簿により確認を行うことについて同意するとともに、要綱第3条(裏面に記載)に規定する助成対象者であることを誓約します。

対象者	申請者	どちらか一方に〇
世帯主・個人事業主(自宅内に事業所がある者)	世帯主	
法人代表者・個人事業主(自宅とは別に事業所を構える者)・住民自治組織(町会)の代表者	各法人等の代表者	0

(宛先)室蘭市長 令和5年8月 5 日 かぶしきがいしゃ ○○ だいひょうとりしまりやくΔΔ □□ ふりがな 世帯主の氏名 または (株) ○○ 代表取締役 △△ □□ 法人名及び代表者氏名 ※個人が自署した場合は押印不要 世帯主の住所 または 2 异 1番 室蘭市幸町 法人の機器設置場所の住所 連絡のつきやすい電話番号 0000-0000-0000 法人番号 0000-0000-0000

省工ネ家電		
☑LED照明器具	<b>1</b> 台	
☑エアコン	1 台	
☑冷蔵庫	1 台	
□冷凍庫	台	
□電気便座	台	
助成対象経費(A)	500,000円	
助成金交付(予定) 申請額【A×20%、 上限4万円)	<b>40,000円</b> 千円未満切り捨て	

どちらか一方 を選択

省エネ給湯等	
□エコジョーズ	台
□エコフィール	台
□⊐レモ	台
助成対象経費(B)	円
助成金交付(予定) 申請額【B×25%、 上限 50 万円)	, <b>000</b> 円 千円未満切り捨て

対象経費:見積金額から下記(1)~(4)を除い、終費(交付更細等4条等2項に担定するもの)

- (1) 第2条第1号に定める照明器具の
- (2) 買い替え前機器の廃棄に要する費用
- (3) 機器の保証延長等、設置後の事象に要
- (4) その他市長が不適当と認めたもの

#### 【添付書類チェックリスト】

- ① ☑ 助成対象経費及び助成対象製品の型番が分かる見
- ② 🗹 買い替え前の機器及び設置状況が分かるカラー写真
- ③ ✓ 提出済である最新の所得税確定申告書 B のおもてī
- ④ □ その他、 
  「私必要と認めるもの
- ※ 事前受付後の増額は

※ 助成対象製品の種類 個人事業主の方はチェック ける機器変更は可能)

※省エネ家電の場合、対象経費の2 0%で上限4万円。千円未満は切り捨てとします。

【算出例】

対象経費 500,000円

500,000×0.2=100,000円 ⇒上限4万円により、

交付 (予定) 申請額 40,000円

レへ変更など(冷蔵庫から冷蔵庫など同種類にお

- ※ 機器の購入は令和5年12月31日まで、助成金父付申請期限は、令和6年1月31日までです。
- ※ 申請内容を変更又は中止する場合は、助成金事前受付(変更・中止)書(様式第2号)が必要になります。

## 委 任 状

私は 株式会社〇〇

(法人名)

\_\_\_\_\_を代理人と定め下記に関する権限を委任します。 (代理人氏名)

代理人の連絡先電話番号 0000-000-000

記

1. 室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金交付申請等に係る手続き (事前受付・事前受付(変更・中止)・交付申請)

令和 5年 8月 5日

度 所 室蘭市幸町1番2号

氏 名 室蘭 太郎



※自署の場合は押印不要

記入例

### 室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付(変更・中止)書

室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金交付要綱第7条の規定に基づき、事前(変更・中止)受付をしたいので、次のとおり提出します。

事前受付完了通知書に記載されている番号を記 入して下さい。 受付番号 **〇〇〇〇〇** 

(宛先) 室蘭市長

令和5年9月20日

ふりがな	むろらん たろう	•
世帯主の氏名また は法人名及び代表 者氏名	室蘭 太郎	(上口) ※個人が自署した場合は押印不要
世帯主の住所また は法人で機器を設 置する場所の住所	室蘭市幸町 1番 2号	
連絡のつきやす い電話番号	0000-0000-0000	法人番号
変更する内容・ 型番など	エアコンを型番:AB-123から型番:CD-456へ変更	
	変更前	変 更 後
見積書金額(税込)	500,000円	198,000円
助成金対象 経費(税込)	500,000円	198,000円
助成金交付 (予定)申請額	40,000円	39,000円

#### 【添付書類チェックリスト】

- ① □ 変更内容を含めた、助成対象経費が分かる見積書の写し及び内訳書(
- ② 口 その他、市長が必要と認めるもの

※ 助成金交付申請期限は、令和6年1月31日までとなっております

※交付(予定)申請額は、対象経費の 20%で上限4万円。千円未満は切り 捨てとします。

【算出例】

対象工事費 198,000円 198,000×0.2=39,600円 ⇒千円未満切り捨てにより 交付(予定)申請額39,000円

なお、中止の場合は、変更後欄の全て に O 円と記入してください。

※以下の欄には記載しないでください。

記入例

(申請者) 住所 室蘭市\*\*\*\* 氏名 \*\*\*\*\* 様

#### 室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付完了通知書兼交付申請書

室蘭市長 青山 剛

0000000

室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金について、助成金の交付を受けたいので、室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

(宛先) 室蘭市長								令和 <b>5</b> 年 <b>1 1</b> 月 <b>1</b> 日					
ふりがな 氏名		むろらん たろう 室蘭 太郎						住所等の情報はこちらで記入します。 ご確認のうえ、押印、設置日					
世帯主の住所または法人 で機器を設置する場所の 住所		室蘭市	幸町 	1番	2号						、押口、i		
連絡のつきやすい電 話番号		0000	-000	0-0	0000		污	长人番	号				
設置日		令和 5年 <b>10</b> 月 <b>21</b> 日 (期限12月31日)											
助成金交付申請額		3 9, 000 円 (事前受付時の助成金交付 (予定) 申請額と同額)											
下記の口座に振込みを依頼します。													
金融機関	$\triangle\triangle\triangle\triangle$				銀行・金庫			1000		本店	本店・支店・出張所		
口座番号	☑ 普遍	<b></b>	当座		0	1		2	3	4	5	6	
口座名義	室蘭	1 太	部 -			(フリカ	<u>ー</u> iナ:		<b>Д</b> П	ラン	タロウ	)	

#### 【添付書類チェックリスト】

- ① ☑ 助成対象経費に係るレシートまたは領収書(購入 購入店、購入金額及び製品名等が確認できるもの)の写し
- ② ☑ 助成対象製品の製造事業者が発行する保証書(製品型金 が確認できるもの)の写し
- ③ ☑ 買い替え後の設置状況等が分かる写真
- ④ □ その他、市長が必要と認めるもの
- ※ 買い替え前機器を売却した場合は売却金額を助成金から差し引きます

かる書類を担出してください。

※以下の欄には記載しないでください。

※必ず申請者名義の口座として ください

## FAQ よくある質問 目次

#### ■ 1. 対象者について

- Q1-1 誰が申請出来ますか。
- 申請者(世帯主)が申請し、別居する子どもの部屋で使用するLED照明器具の買い替えは Q1-2 助成対象ですか。
- 私は世帯主で、自宅の一室で事業を営んでいます。自宅と事業を営んでいる部屋も両方に L Q1-3 ED照明器具をつける場合は対象となりますか。
- 助成対象製品を法人の代表者(または自宅とは別に事業所を構える個人事業主)として申請 Q1-4 し、さらに世帯主として自宅の分の申請できますか。
- **O1-5** 複数の法人の代表者をしていますが、法人ごとに申請をすることができますか。
- Q1-6 任意団体の代表ですが申請はできますか。
- Q1-7 二世帯住宅で世帯主を分けている場合はそれぞれの世帯主が申請をすることができますか。

#### ■ 2. 購入先について

- Q2-1 購入先はインターネットでも構いませんか。
- Q2-2 対象家電を家電量販店以外の市内店舗で購入してもよろしいでしょうか。

#### ■ 3. 対象機器について

- Q3-1 助成対象となる機器はどのようなものですか。
- Q3-2 買い替え機器は中古品でも構いませんか。
- Q3-3 既に冷蔵庫があり、新たに冷凍庫を買いますが対象になりますか。
- 03-4 対象となる家電の確認方法を教えてください。
- Q3-5 対象となる給湯器の確認方法を教えてください。
- Q3-6 既にエコジョーズがあり、コレモだけを新規で追加しますが、本事業の対象となりますか。
- 現在オール電化ですが、電気温水器をやめて、助成対象のエコジョーズ(エコフィール)に Q3-7 交換する場合は対象ですか。
- Q3-8 リース製品は助成対象となりますか。

## ■ 4. 助成対象経費について

- Q4-1 ○○円以上の製品が対象など購入金額に下限はありますか。
- 市内で助成対象機器を購入しましたが、市外の事業者へ取り付けをお願いした場合、取り付 Q4-2 け費用も助成対象となりますか。
- 買い替えのため助成対象製品と消耗品を同時に購入しましたが、どちらも助成対象経費とな Q4-3 りますか。
- Q4-4 クーポンの利用や値引きがあった場合助成対象経費から減額されますか。
- Q4-5 助成対象外経費とは主にどのようなものですか。

## FAQ よくある質問 目次

Q4-6 一度事前受付をした後に、追加で購入をした場合は、追加分も助成対象になりますか。

#### ■ 5. 助成額について

- Q5-1 助成金額は円単位ですか。
- Q5-2 助成金の計算方法を教えてください。
- Q5-3 助成金の交付額に下限(助成金額が○○円未満の場合は交付しないなど)はありますか。
- 買い替え機器を設置しましたが、支払額が見積もり以上となりました。助成金交付(予定)申Q5-4 請額以上の金額を交付申請を行うことはできますか。
- 買い替え機器を設置しましたが、支払額が見積額以下となりました。交付額はどうなります Q5-5 か。
- Q5-6 助成対象となる家電(または給湯器等)の申請数に制限はありますか。

#### ■ 6. 申請方法について

- Q6-1 事前受付の方法はどのような方法がありますか。また必要書類はありますか。
- Q6-2 電子申請による事前受付はどのように行えばよいか。
- Q6-3 家電と給湯器等をどちらも申請出来ますか。
- Q6-4 助成金交付申請書などはどこで配布していますか。
- **06-5** 買い替え前(後)機器及び設置状況がわかるカラー写真はどのような写真ですか。
- Q6-6 いつから助成対象製品を購入出来ますか。
- **06-7** 事前受付前に購入した助成対象製品は対象になりますか?
- Q6-8 事前受付前に契約しても問題ありませんか。
- 06-9 事前受付以降に助成対象製品の変更を行うことは可能ですか。
- Q6-10 事前受付後、購入の中止を決めた場合、どうすればいいですか?
- Q6-11 交付申請にはどのような書類が必要ですか。
- Q6-12 令和6年1月31日までに助成金交付申請を提出しない場合はどうなりますか。
- 助成対象製品の購入代金を銀行振込(クレジットカード)で支払ったので領収書がありませ Q6-13
- O6-14 世帯主が夫、支払い者が妻の場合、申請は可能ですか。

#### ■ 7. その他の注意

- Q7-1 買い替え前機器を売却した場合は、どのような手続きが必要ですか。
- Q7-2 買い替え後の機器を売却したい場合は、どのような手続きが必要ですか。
- 本事業によりエアコンを購入しましたが、買い替え前のエアコンを他の部屋で使用してよい Q7-3 か。
- Q7-4 他の制度による交付金等と併給できますか。
- Q7-5 市で現地を確認しますか。

# FAQ よくある質問

#### ■ 1. 対象者について

## Q1-1 誰が申請出来ますか。

助成対象者は、事前受付完了通知日から令和5年12月31日までの間に市内の店舗又は事業所において未使用品の助成対象製品を、買い替えを目的として購入した、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) 令和5年7月1日時点において市内に住民票のある世帯主で、自らが居住する市内の住宅(前号の住民基本台帳に登録されている場所と同一に限る。以下、「住宅」とす
- る」)に助成対象製品を設置した者。なお、自らが居住する住宅内に自らが事業の用に供する部分がある個人事業主は、世帯主が住居の用に供する部分及び事業の用に供する部分で使用する助成対象製品を含めて申請をすることとする。
- (2) 令和5年7月1日時点において本市に本社または本店がある法人の代表者、及び本 市に主たる事業所がある個人事業主で、市内の本社または本店及び事業所に助成対象製品を 設置した者。
- (3) 室蘭市住民自治組織報奨金交付要領に基づき室蘭市に登録している住民自治組織の 代表者で、住民自治組織が所有する物件に助成対象製品を設置した者。

#### ただし、上記の方が以下に該当する場合は助成対象者にはなれません。

- (1) 前項第1号から第3号に規定する者が重複して申請をしたとき。
- (2) 北海道が行う宿泊業環境整備緊急対策事業の補助金を受給した者。
- **A1-1** (3) 同一の助成対象製品に係る申請について、国及び室蘭市が行う他の制度による交付金及び補助金を受給した者。
  - (4) 同一の助成対象製品に係る申請について、他の地方自治体等において本事業と重複して申請することが認められていない補助または助成事業による給付を受けた者。
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を営む施設、または社会通念上同号に相当する営業を営む施設への設置を目的とした申請をした者。
  - (6) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年室蘭市条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴力団の構成員と認められるもの、暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの、または暴力団関係事業者が代表者または役員となり経営する施設への設置を目的とした申請をした者。
  - (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう)である者。
  - (8) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)である者。
- **Q1-2** 申請者(世帯主)が申請し、別居する子どもの部屋で使用する L E D 照明器具の買い替えは 助成対象ですか。
- A1-2 対象となりません。申請者の居住する、または営業する建物内で使用されているもののみが 対象です。

- Q1-3 私は世帯主で、自宅の一室で事業を営んでいます。自宅と事業を営んでいる部屋も両方に L E D 照明器具をつける場合は対象となりますか。
- **A1-3** 対象となります。世帯主として申請をしてください。
- 助成対象製品を法人の代表者(または自宅とは別に事業所を構える個人事業主)として申請 Q1-4 し、さらに世帯主として自宅の分の申請できますか。
- **A1-4** 申請できません。どちらか一方のみ申請ができます。
- Q1-5 複数の法人の代表者をしていますが、法人ごとに申請をすることができますか。
- **A1-5** 申請できません。どちらか1つのみ申請ができます。
- Q1-6 任意団体の代表ですが申請はできますか。
- A1-6 室蘭市に登録のある住民自治組織(町内会)は申請できます。それ以外の任意団体は申請できません。
- Q1-7 二世帯住宅で世帯主を分けている場合はそれぞれの世帯主が申請をすることができますか。
- それぞれの世帯で申請可能です。ただし、共有して使用しているものに関してはどちらか一方の世帯主のみが申請することとし、世帯主間の居住空間を超えて助成対象製品を設置することは認められません(例:1階と2階で世帯主が異なる場合、1階の世帯主が申請した冷蔵庫を2階に設置するなど)。

#### ■ 2. 購入先について

- Q2-1 購入先はインターネットでも構いませんか。
- **A2-1** 購入先は市内の店舗・事業所等からの購入となります。
- **Q2-2** 対象家電を家電量販店以外の市内店舗で購入してもよろしいでしょうか。
- **A2-2** 助成対象となる機器であれば問題ありません。

#### ■ 3. 対象機器について

Q3-1 助成対象となる機器はどのようなものですか。

以下の省工ネ家電または給湯器等です。省工ネ家電と給湯器等のどちらか一方を申請できます。

#### 【省エネ家電】

- ・冷蔵庫(目標年度2021年度における省工ネ基準達成率100%)
- ・冷凍庫(目標年度2021年度における省エネ基準達成率100%)
- **A3-1** ・エアコン(目標年度2027年度における省工ネ基準達成率100%)
  - ・電気便座(目標年度2012年度における省エネ基準達成率100%)
  - ・LED照明器具(省工ネ性能★3.8以上)\*電球のみの購入は対象外 【給湯器等】
  - ・潜熱回収型ガス給湯器(国が行うこどもエコすまい支援事業対象のエコジョーズに限る)
  - ・潜熱回収型石油給湯器(国が行うこどもエコすまい支援事業対象のエコフィールに限る)
  - ガスエンジンコジェネレーションシステム(コレモに限る)

- Q3-2 買い替え機器は中古品でも構いませんか。
- **A3-2** 未使用品が対象となるため、中古品は助成対象外です。
- Q3-3 既に冷蔵庫があり、新たに冷凍庫を買いますが対象になりますか。
- **A3-3** 買い替えではないため対象外です。
- Q3-4 対象となる家電の確認方法を教えてください。
- **A3-4** 製品に表示されている統一省エネラベルまたは省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp) よりご確認ください。
- Q3-5 対象となる給湯器の確認方法を教えてください。

「こどもエコすまい支援事業対象製品の検索について」のサイトからご確認いただけます (https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/manufacturer/search/product/high-

- A3-5 efficiency-water-heater-ej/) なお、ガスエンジンコジェネレーションシステム(コレモに限る)は製品の名称が「コレモ」であれば対象です。
- Q3-6 既にエコジョーズがあり、コレモだけを新規で追加しますが、本事業の対象となりますか。
- **A3-6** 対象となりません。機器の買い替えが対象となります。既存のエコジョーズを撤去し、新たに助成対象のエコジョーズを含むコレモを設置する場合は対象です。
- 現在オール電化ですが、電気温水器をやめて、助成対象のエコジョーズ(エコフィール)に Q3-7 交換する場合は対象ですか。
- **A3-7** 対象となります。
- Q3-8 リース製品は助成対象となりますか。
- **A3-8** リース製品等、所有者に所有権がないものは対象外となります。

#### ■ 4. 助成対象経費について

- Q4-1 ○○円以上の製品が対象など購入金額に下限はありますか。
- **A4-1** 購入金額に下限はありません。ただし、助成額が千円未満の場合は交付ができません。
- 市内で助成対象機器を購入しましたが、市外の事業者へ取り付けをお願いした場合、取り付 Q4-2 け費用も助成対象となりますか。
- **A4-2** 市外の事業者へ依頼した取り付け費用は対象となりません。市内事業者からの請求分から助成対象経費を算定します。
- 買い替えのため助成対象製品と消耗品を同時に購入しましたが、どちらも助成対象経費とな Q4-3 りますか。
- A4-3 消耗品は助成対象外であるため、消耗品の購入に係る費用は助成対象外です。

#### Q4-4 クーポンの利用や値引きがあった場合助成対象経費から減額されますか。

減額されます.クーポン券の利用や値引きがあった場合は、それら値引額を計算した後の支 **A4-4** 払額から助成対象経費を除いた額が助成対象経費となります。なお、支払いについて自己が 所有するポイント等を利用して購入することはこの限りではありません。

#### Q4-5 助成対象外経費とは主にどのようなものですか。

- ・LED電球のみを購入した場合の経費
- ・買い替え前機器の廃棄に要する費用
- A4-5 ・機器の保証延長、及び本体とは別に販売されている消耗品等の購入に係る経費 などが挙げられます。上記以外のものにおいても、本助成金を交付するに当たり不適当と認められるものは助成対象外経費になります。
- Q4-6 一度事前受付をした後に、追加で購入をした場合は、追加分も助成対象になりますか。
- **A4-6** 対象になりません。事前受付は1度のみです。

#### ■ 5. 助成額について

- Q5-1 助成金額は円単位ですか。
- **A5-1** 助成金額は、千円未満切り捨てとなります。
- Q5-2 助成金の計算方法を教えてください。

値引きや割引クーポンの使用などを計算した減額後の実支払額から助成対象外経費を除いた **A5-2** 額に助成率(家電は20%、給湯器等は25%)を乗じて計算した額(千円未満切り捨て) となります。チラシ裏に具体的な計算例の記載がありますのでご覧下さい。

- 05-3 助成金の交付額に下限(助成金額が○○円未満の場合は交付しないなど)はありますか。
- **A5-3** ありません。
- Q5-4 買い替え機器を設置しましたが、支払額が見積もり以上となりました。助成金交付(予定)申請額以上の金額を交付申請を行うことはできますか。
- **A5-4** できません。事前受付における「助成金交付(予定)申請額」の範囲内の金額となります。
- **Q5-5** 買い替え機器を設置しましたが、支払額が見積額以下となりました。交付額はどうなりますか。
- A5-5 助成対象経費が減額となる場合、助成額が減額となります。左記の場合、室蘭市省工ネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付(変更・中止)書を提出してください。
- Q5-6 助成対象となる家電(または給湯器等)の申請数に制限はありますか。
- A5-6 申請数に制限はありませんが、省エネ家電の買い替えに係る助成金の交付額に上限があります(家電4万円、給湯器等50万円)。

#### ■ 6. 申請方法について

#### **06-1** 事前受付の方法はどのような方法がありますか。また必要書類はありますか。

室蘭市公式ホームページからの電子申請または、室蘭市省工ネ家電・給湯器等買い替え助成金事前受付書兼同意書(様式第1号)に必要書類を添えて受付を行う方法があります。 【必要書類】

- A6-1 1. 助成対象経費及び助成対象製品の型番が分かる見積書の写し及び内訳書の写し
  - 2. 買い替え前の機器及び設置状況が分かるカラー写真
  - 3. 委任状(代理人が手続きを行う場合)
  - 4. 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの(こちらからの指示がある場合)

#### Q6-2 電子申請による事前受付はどのように行えばよいか。

室蘭市公式ホームページ

- A6-2 (https://www.city.muroran.lg.jp/main/org6100/shoene.html) よりご申請ください。必要書類等の添付はスキャンするか、文字がわかるように写真を撮影しアップロードをしてください。
- Q6-3 家電と給湯器等をどちらも申請出来ますか。
- **A6-3** どちらか一方のみの申請となります。
- Q6-4 助成金交付申請書などはどこで配布していますか。
- 申請書等は市ホームページからダウンロードするか、道の駅「カナスチールみたら室蘭」、 緊急経済対策室(広域センタービル2階)、市役所本庁舎(正面玄関)、蘭東支所、ぷらっ と。てついち、イオン室蘭店、中島商店街コンソーシアム、FKホールディングス生涯学習 センターきらん、サンライフ、白島台ショッピングセンターハックにて配布しております。
- **06-5** 買い替え前(後)機器及び設置状況がわかるカラー写真はどのような写真ですか。
- 買い替え前(後)の機器と設置場所の関係がわかるものを撮影してください。買い替え前の A6-5 機器の設置場所に買い替え後の機器が設置されていることを確認するためのものです。機器 だけの写真ではなく、周りの様子がわかるように撮影をしてください。
- Q6-6 いつから助成対象製品を購入出来ますか。

事前受付完了届兼交付申請書の受取以後となります。事前受付書を提出していただいた後、

- A6-6 助成事業の対象者(抽選の場合は当選者)へ事前受付完了届件交付申請書を郵送等によりお渡しします。
- Q6-7 事前受付前に購入した助成対象製品は対象になりますか?
- **A6-7** 助成対象外となります。対象となるのは事前受付完了届兼交付申請書の受取以後に購入・設置にかかる工事に着手したものとなります。
- Q6-8 事前受付前に契約しても問題ありませんか。
- A6-8 契約、発注は問題ありませんが、機器の取り付け、工事、代金の支払いは「事前受付完了届 兼交付申請書」の受取以後に行わなければなりません。

#### Q6-9 事前受付以降に助成対象製品の変更を行うことは可能ですか。

助成対象製品の種類変更はできません(例:冷蔵庫からエアコンへ変更など)。なお、冷蔵 **A6-9** 庫から冷蔵庫など同種類におけるメーカーや機種の変更は可能です。なお、変更にあたり室 蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付(変更・中止)書の提出が必要です。

#### Q6-10 事前受付後、購入の中止を決めた場合、どうすればいいですか?

A6-10 中止の手続きのため室蘭市省エネ家電・給湯器等買い替え助成金 事前受付(変更・中止) 書を提出してください。

#### Q6-11 交付申請にはどのような書類が必要ですか。

- ・助成対象経費に係るレシートまたは領収書(購入日、購入店が市内であること、購入金額 及び製品名等が確認できるもの)の写し
- A6-11 ・助成対象製品の製造事業者が発行する保証書(製品型番等が確認できるもの)の写し ・買い替え後の設置状況等が分かる写真 などが必要です。状況に応じ他の書類が必要となる場合があります。

#### Q6-12 令和6年1月31日までに助成金交付申請を提出しない場合はどうなりますか。

- **A6-12** 交付申請期限までに必要書類を提出されない場合は、自動的に取消となり、助成金をお支払いすることはできませんので、十分にご注意ください。
- 助成対象製品の購入代金を銀行振込(クレジットカード)で支払ったので領収書がありませ Q6-13 ん。
- **A6-13** 領収書の代わりとして、銀行振込の場合は、振込明細書と振込先口座が購入先がわかるもの (請求書等)を、クレジットカード払いの場合はカード利用明細書を提出してください。な お、支払い等を証明するものが提出できない場合は、助成金を交付することはできません。

#### Q6-14 世帯主が夫、支払い者が妻の場合、申請は可能ですか。

A6-14 世帯主、申請者、領収書宛名、助成金振込口座は全て同一人物であることが助成対象の条件です。個人事業主の方においては事業で使用する口座をご指定ください。

#### ■ 7. その他の注意

#### **O7-1** 買い替え前機器を売却した場合は、どのような手続きが必要ですか。

**A7-1** 買い替え前機器を売却した場合、助成対象経費から売却金額を差し引いた金額を交付額とします。また売却金額がわかる書類の提出が必要です。

### Q7-2 買い替え後の機器を売却したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)における期間を経 A7-2 過するまでの間、売却等処分はできません。やむを得ない場合は市長の承認が必要です。また、処分をする際には助成金の返還をしていただく必要があります。

- Q7-3 本事業によりエアコンを購入しましたが、買い替え前のエアコンを他の部屋で使用してよいか。
- **A7-3** 認められません。買い替え前の家電は廃棄等により処分する必要があります。本事業の趣旨 は古い機器からの買い替えにより環境負荷の低減を目的としております。そのため、機器が 増えることは目的に合致しないことから認められません。
- Q7-4 他の制度による交付金等と併給できますか。
- A7-4 A7-4 本等において本事業と重複して申請することが認められていない補助または助成事業との併 給もできません。なお、本助成事業は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金」を財源としています。
- Q7-5 市で現地を確認しますか。
- **A7-5** 設置状況を確認するため、現地を確認させていただくことがあります。